

東アジアFTA時代における日本の農業改革

ERINA調査研究部研究主任 中島朋義

はじめに

1990年代は自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に代表される地域経済統合が急加速した10年だったといえる。数においては1990年以降結ばれたFTAは、現在発効している138件¹の大部分を占めている。また内容においても1995年の欧州連合（EU：European Union）の市場統合、1997年の北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）の成立に示されるように、この時期に主要な貿易国が大規模で包括的な経済統合を推進している。

一方で、1995年に関税及び貿易に関する一般協定（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade）から改組された世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）においては、多国間における一層の貿易自由化に向けた努力が続けられている。しかし現在、多くの発展途上国を含む148カ国にまで増えたWTO加盟国の利害は錯綜し、交渉の進展ははかばかしくない。WTOとして初めての多角的貿易自由化交渉であるドーハ・ラウンド²は2004年内を交渉期限としていたが、2003年9月のカンクーン閣僚会議の紛糾により延期され、現時点では2006年内の妥結を目標としている。しかし2005年12月の香港閣僚会議においても、主要課題の決着は先送りされており、新たな期限内の妥結も予断を許さない情勢である。

締結国間において関税等の貿易制限措置を撤廃するFTAは、本来加盟国の無差別主義をとるWTO考え方と矛盾した存在といえる。ラウンドの難航とFTAの拡大は、WTOの多国間アプローチが厳しい試練にさらされていることを物語っている。

こうした中で、主要貿易国・地域としては例外的に、地域経済統合の流れから取り残されていた北東アジア諸国・地域も、東南アジアを含めた東アジアの視野でFTAをはじめとする経済統合の動きを進め始めた。日本にとっても好むと好まざるとに関わらず、こうした動きに対応していくことが、対外経済政策を構築して行く上で不可欠となってきている。

本稿はこのような状況を前提に、これまでの日本の貿易

政策に度々決定的な影響を与え、東アジアにおけるFTAにおいても重要な問題となっている日本の農業保護について、最も大きな争点となっている米を中心に、多面的機能の維持などの論点も踏まえ、そのあるべき方向を考察する。

1. 東アジア経済統合の動き

東アジアにおいては、東南アジア諸国は1960年代から東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）を形成し、さらにその加盟国間のFTAであるASEAN自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）が1993年から存在している。しかし北東アジアには日本、中国、韓国など、世界の主要な貿易国・地域があるにもかかわらず、2000年の時点では対域内、対域外を含めFTAは存在していなかった。

1997年に発生したアジア通貨危機は、各国の政策担当者に改めて東アジア域内の経済協力の必要性を認識させる契機となった。また2001年にWTO加盟を実現した中国は、次の段階の貿易政策としてFTA交渉を積極的に推進するようになった。一方で、東アジアの域内貿易比率は高まり、2003年には50%超え、NAFTAを凌ぎ、EUに迫る水準に達している³。こうした状況の変化を受け、東アジア諸国・地域間に制度的な経済統合を進める動きが始められた。毎年ASEAN首脳会議に日本、中国、韓国の3カ国の首脳を招待する形式で開催されるASEAN+3首脳会議は、こうした動きの主要な舞台となった。

東アジア域内では現在、（表1）にあるように、すでに幾つかの二国・地域間FTAが発効しており、また多くの協定が交渉中である。また日本・メキシコ、韓国・チリなど域外とのFTAも存在している。しかし、日中韓の北東アジア諸国間のFTAは未だ締結されていない。またASEAN+3の領域全体をカバーするFTAについても、具体的な交渉の目途は立っていない。

こうした中、現時点においてはその具体的内容は論者によって様々であるが、FTAを越えた包括的な地域の統合を目指す“東アジア共同体”構想の議論も始められている。また2005年12月にはASEAN+3にインド、オーストラリ

¹ 2005年7月8日基準

² 正式な呼称はドーハ開発アジェンダ（DDA：Doha Development Agenda）である。

³ 経済産業省（2005）p285参照

ア、ニュージーランドなどを含めた第一回東アジアサミットが開催されている。このように東アジアの経済統合の動きは、近年急速に具体化しつつある。

(表1) 東アジアと日本を巡る経済統合の動き

年	月	事項
2001年	11月	中国 - ASEAN、FTAに向けた協議を開始
	12月	中国のWTO加盟
2002年	11月	日本初のFTA、日本・シンガポール経済連携協定 (JSEPA) 発効 日本 - ASEAN、2003年からFTA協議を開始することで合意 中国 - ASEAN、農産物など一部分野で2004年からの関税撤廃で合意 中国、日中韓FTAの締結を提案
	12月	日本 - 韓国、FTA政府間交渉開始
2004年	1月	日本 - マレーシア、FTA政府間交渉開始
	2月	日本 - タイ、日本 - フィリピンFTA政府間交渉開始
	11月	日本 - フィリピンFTA正式合意
2005年	1月	韓国 - ASEAN、FTA交渉開始
	4月	日本 - ASEAN、FTA交渉開始 韓国 - シンガポールFTA調印 日本・メキシコ経済連携協定発効
	5月	日本 - マレーシアFTA正式合意
	7月	日本 - インドネシア、FTA政府間交渉開始
	9月	日本 - タイFTA正式合意
	12月	第1回東アジアサミット開催 日本・マレーシア経済連携協定調印

(出所) 各種資料を元に筆者作成

2. 日本のFTA交渉と農業

以下では、日本が締結したFTAと現在交渉中のFTAにつき、農業部門の扱いとその問題点を整理した。

発効中のFTA

現時点で発効している日本のFTAは、東アジア域内の国を相手国とする日本・シンガポール経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)⁴と、域外国を相手国とする日本・メキシコ経済連携協定の二つである。それらの農業部門に関する内容をまとめたものが(表2)である。

なお先進国が締結国となるFTAについては、WTOにおける物財貿易のルールを定めるGATT第24条⁵において、「構成地域間における実質上すべての貿易 (substantially all the trade)」を対象とすることが義務づけられている。この条項は本来WTOの無差別主義に矛盾するFTAに対し、一定の歯止めをかけるために設けられたものである。意外なことに「実質上すべて」とは、具体的にどの程度を

意味するのかわきについては、WTOとして定義がしめされたことはない。しかし通例では、FTA締結国間の実際の貿易額の90%以上と解釈されている。したがって、FTAをGATT協定に違反しないものとするためには、農産物も含めこの水準を満たす必要がある⁶。

農産物の貿易がほとんどないシンガポールとのFTAは、(表2)あるように日本側は実質的な関税の撤廃、引き下げを伴わない内容で締結された。逆に言えば農産物の輸出にほとんど関心のない相手国であったがために、早期のFTAの締結が可能になったといえる。

しかし、一定規模の国際的な価格競争力を持った農業部門を有するメキシコとの交渉においては、関税の撤廃、引き下げを伴わない協定は非現実的であり、またGATT協定上も問題があった。結果としてメキシコ側の関心が高く、日本としても一定の保護を残したい5品目については、低関税の特恵輸入枠を設定する形で決着した。メキシコ側としては実利を取った結果といえるが、特恵輸入枠は厳密には関税の撤廃ではなく、GATT協定上は灰色の部分を残す結果となった。

(表2) 日本の締結したFTAにおける農産品の扱い

FTA名	内容
日本・シンガポール経済連携協定	日本がWTOにおいて無税譲許していないが、実行税率がすでにゼロとなっている58品目を、シンガポールに対して無税譲許する。
日本・メキシコ経済連携協定	下記5品目について関税率低減による特恵輸入枠の設定。協定発効5年後に再協議を約束。 豚肉、オレンジジュース、牛肉、鶏肉、オレンジ生果

(出所) 木村・安藤 (2004)、本間 (2005) 他より筆者作成
条約によって相手国に対してその品目の無関税を約束すること

交渉中のFTA

現在進められている東アジア諸国とのFTA交渉において、農産物の取り扱いはいずれも重要な争点となっている。

日韓FTAは1998年の金大中大統領の日本訪問時に提起されたもので、日本にとって始めて具体的な検討段階に入ったFTA構想であった。しかし、韓国側の製造業に日本の輸出急増への警戒感が根強く、また日本による植民地

⁴ EPAとは日本政府がその締結したFTAに用いている呼称である。その説明として単に物財の貿易だけではなく、サービス、投資、労働移動、知的財産権など多様なテーマを協定に含んでいることをあげているが、例えばNAFTAに示されるように近年のFTAの多くは、そうした物財貿易以外の事項を扱っている。したがって本稿では協定の固有名称以外は、FTAを用いる。

⁵ 国際機関としてのGATTは1995年にWTOに改組されたが、条約としてのGATTはWTOの基本条約の一つとして継続している。

⁶ 木村・安藤 (2003) は日本のFTAにおいても低率の関税を設定している品目について無関税化を認めるならば、この条件を満たすことはそれほど困難ではないとの指摘をしている。

支配を巡る歴史問題などもあって、2003年に政府間の正式交渉に入るのに5年もの時間を費やした。さらにその後の交渉進捗も遅々としており、目標とした2005年内の合意は難しいと見られる。結果として後から交渉の開始された東南アジア諸国とのFTAが先行することとなる⁷。

そうした中で、農産物は韓国側が強く日本に開放を求め分野の一つとなっている。他の諸国とのFTAで農業部門の保護の削減を求められている韓国にとって、日韓FTAは数少ない農産物の輸出市場を獲得の機会といえる。韓国側は農水産物市場の90%の開放を提唱しているが、こうした高い水準の要求に日本側が応えられるか否かに、今後の交渉の進展はかかっている。

タイとのFTAは2005年9月に基本合意に達した。世界有数の米の輸出国であるタイであるが、米市場の自由化を例外とすることを交渉の早い段階から認めたため、農産物に関する交渉は予想されたよりは順調に進んだ。日本側の開放措置としては鶏肉及び同加工品の関税率の引き下げを約束し、砂糖、でんぷんについては5年後に再協議となった。しかし主要輸出品目、米について交渉の枠外に置いたことは、結果としてタイ側の交渉力を高め、工業品におけるタイ側の開放を不十分なものに留めた可能性が指摘できる。

フィリピンとのFTAは2004年11月に基本合意に達した。農産物については米、麦、乳製品を自由化の対象外とし、牛肉、豚肉、でんぷん、パイナップル缶詰、粗糖などを再協議の対象、鶏肉に低関税枠の設定、生パイナップルに無関税枠の設定など多くの例外部門を残す内容となっている。なおフィリピンとのFTAの調印についてはその後、最終的な労働者の受け入れ数などが問題となっており、当初予定された2005年内には無理と見られている。

マレーシアとの間では、2005年12月に日本にとって3番目となるFTAが締結された。農産物についてはパイナップル、乳製品は自由化の枠外、バナナに無関税枠の設定などの内容となっている。なお同FTAは調印にはこぎつけたが、他の二カ国と比べ自動車の関税撤廃の期限などで日本側が大きく譲歩する結果となった。

東南アジア3カ国との交渉では、農産物については米などを当初から自由化の枠外に置いたのに加え、バナナ、パイナップルなど熱帯性の作物についても、国内の他の品目との競合を理由に限定的な開放にとどめた。相手国の期待した農産物の十分な開放が実現しなかったことが、最終段

階でのFTA交渉の難航に影響を与えている可能性は否定できない。

このように日本を巡るFTAでは、日本側が農産物の市場開放を回避することを優先するために、交渉が難航、頓挫するケース、またFTAが実現した場合でも両国側に例外措置の多い、GATT協定上も問題の多いものとなるケースが生じている。今後のASEAN全体との交渉においても、また将来予想される中国との交渉においても、同じ問題がおこることは十分に懸念される。こうした課題を克服し、東アジアの経済統合を推進していくためには、日本の農業保護政策の抜本的な見直しが必要と考えられる。

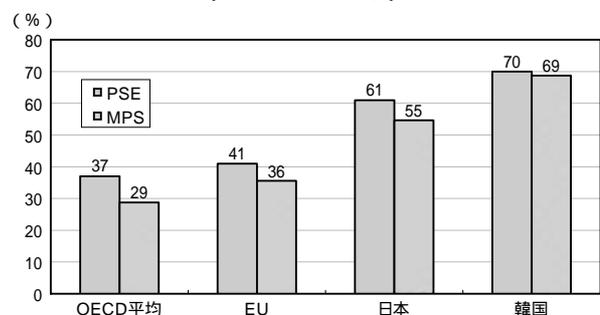
3. 日本の農業保護と不効率

以下では日本の農業保護の実態を国際的に比較するために、OECDが公表している生産者支持推計（PSE：Producer Support Estimate）および市場価格支持（MPS：Market Price Support）を見てみる。PSEは補助金、関税等の国境措置による内外価格差などを含め、納税者及び消費者のから生産者に移転される所得の合計である。MPSはその内の国境措置による内外価格差に相当する部分である。

（図1）および（図2）はそれぞれ1986-88年（平均値）と2002-04年（平均値）における各国（地域）のPSEおよびMPSが、農家所得に占める割合を示したものである。PSEで見た日本の農業保護は、米国、カナダ、オーストラリアなど農産物輸出国を含むOECD平均はもとより、EUと比較しても、絶対水準として高いことがわかる。

さらにEUでは1986-88年から2002-04年にかけてMPSが大きく低下している。これはEUの農業保護が、関税などの国境措置による国内価格の維持から、生産者への補助金

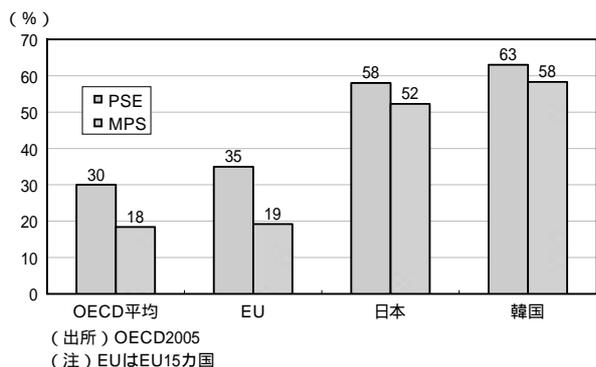
（図1）生産者支持推計（PSE）及び市場価格支持（MPS）が農家所得に占める比率（1986-88年平均）



（出所）OECD2005
（注）EUはEU12カ国

⁷ 日韓FTAの詳細については中島（2005）を参照されたい。

(図2) 生産者支持推計 (PSE) 及び市場価格支持 (MPS) が農家所得に占める比率 (2002-04年平均)



の直接支払いに比重を移したことを示している。関税の代わりに直接支払いを用いた場合は、例えばPSEで計測して同等の保護であっても、国内価格の低下を伴うため消費者の厚生が高まる⁸。その意味では貿易自由化に次ぐ、次善の政策と言える。したがってEUはこの期間に、より消費者重視の政策に移っていったといえる。対照的に日本のMPSはあまり低下していない。これは日本が国境措置に依存した農業保護を継続していることを示している。

次に日本の農業保護の中心といえる米について見てみたい。(表3)に示されるようにPSEの農業所得に占める割合は稲作農家において、農業全体よりもかなり高いことがわかる。PSEが農家所得の83%を占めるということは、前述のMPS比率の高さとあわせ考えると、農家所得の大部分を消費者が国際価格との価格差として支払っていることを意味している。またPSE全体に占める米の割合も低下したとはいえ、2002-04年で35%とかなりの部分を占めている。ちなみに2002-04年(平均値)の米のPSEは1兆8,990億円である。米に対するMPS農業保護の改革において米が大きな存在であることが理解できる。

なお日本は米の輸入について、GATTのウルグアイラウンド農業合意によって義務付けられた関税化を猶予する見返りとして、輸入義務(ミニマムアクセス)を受け入れた。これに伴う輸入は95年から開始された。さらに99年以降はこのミニマムアクセスの枠を抑制するために枠外分の関税化を受け入れたが、関税率は341円/kg(率では490%に相当)と輸入禁止的に高く設定されている。

それではこのような米に対する国境措置による保護は、

(表3) 日本の米部門の生産者支持推計 (PSE)

(億円)

	1986-88年平均	2002-04年平均
PSEの対農家所得比率(全体)	61%	58%
PSEの対農家所得比率(米)	84%	83%
PSE総額に占める米の比率	41%	35%
PSE(全体)	71,550	54,560
PSE(米)	29,390	18,990

(出所) OECD (2005)

どのようなひずみを経済に与えているのであろうか。以下では応用一般均衡(CGEM)モデル⁹を用いたシミュレーションの結果を示し、その影響を定量的に見てみたい。

(表4)は東アジアFTAの経済効果に関するシミュレーションの結果である。東アジア10カ国・地域間¹⁰で関税の撤廃が行われた場合の日本の厚生の変化を等価変分¹¹によって示したものである。

三つのケースはそれぞれ、全部門における関税の撤廃のケース(SIM1)、米に対する関税をだけを継続したケース(SIM2)、米の関税を撤廃する代わりに国内生産をFTA以前から減少させない規模の補助金を支給したケース(SIM3)である。

示されるようにSIM1が最も厚生の増加が大きく、SIM2が最低となっている。SIM2では等価変分がSIM1の4分の3まで低下しており、米一品目の日本の消費者に与える影響の大きさを示している。またSIM3は両者の中間となっている。これはSIM3においては、国産米の国内市場における価格が大きく低下し、消費者の厚生がSIM2よりも高まる結果である。

このようにシミュレーション結果から、保護の水準を一定保つ場合においても、国境措置を生産補助金に置き換えることによって、経済全体の厚生を高めることは可能なことが示されている。

(表4) 東アジアFTAにおける日本の厚生の変化

シナリオ	等価変分 (100万USドル: 1997年価格)
SIM1: 東アジア10カ国・地域間の関税撤廃	8,260
SIM2: SIM1 + 日本の米に対する関税の継続	6,054
SIM3: SIM1 + 日本の米生産に対する補助金支給	6,994

(出所) Nakajima (2005)

⁸ 生産補助金の導入による厚生増加の部分均衡分析的説明については、例えば高増・野口(1997)第3章を参照されたい。

⁹ CGEモデルはGTAP(Global Trade Analysis Project)データベース5.4を用いたもの。GTAPデータベースおよびモデルの内容については川崎(1999)を参照されたい。

¹⁰ ASEAN6カ国(シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム)、日本、中国、香港、韓国

¹¹ 等価変分とは、価格体系の変化後の厚生水準を、変化以前の価格体系で実現するためにどれだけの金銭的補償が必要かを計算したものである。

また、世界銀行の報告書として公表されたWailes (2005)によれば、米の貿易の自由化によって日本の消費者は年間242億ドルの利益を受け、生産者の被る192億ドルの損失などと合わせても、日本全体で36億ドルの利益を受けるとしている。

こうした計量分析の結果が示すように日本の米に対する国境措置による保護は、市場に大きなひずみをもたらす消費者的厚生を損なっています。効率化の観点からは保護の絶対水準を引き下げると同時に、保護措置を生産者に対する補助金等にシフトさせていくことが望ましいといえる¹²。

4. 農業の多面的機能と貿易

農業の持つ多面的機能については、近年国際貿易交渉の場において重要な論点として議論されるようになってきている。例えばWTOの農業補助金のルール作りにおいても環境維持のための直接支払い、条件不利地の直接支払いなどは一定の要件のもと、“緑の政策”として、貿易交渉における削減の対象としないことが認められている¹³。

日本はWTOのラウンドにおいても、この機能を維持するため、一定の農業生産を国内に維持する必要性を主張している。また日本を巡るFTAに関連しても、多面的効果の維持の観点から農業保護政策を合理化する議論が展開されることが多い。

OECD (2001) では、こうした多面的機能の位置づけと、貿易政策との関係を包括的に整理している。ここでいう多面的機能とは、環境維持だけではなく、国土保全、食料安全保障、農村地域の雇用の維持など、農業生産のもたらす外部経済を広くとらえている¹⁴。同書では農業生産による正の多面的効果を維持するために、貿易政策を手段として用いる条件として以下の3点をあげている。

農業生産と多面的機能の供給との間に不可分の一体性があるか（他の方法で同等以下の費用で供給できるか）分離が可能である場合、即ち他の方法でもその多面的機能の供給が可能である場合、貿易政策を用いる必要はない

が分離不可能な場合、その多面的機能に関わる市場の失敗は存在するか（消費者は国産品の多面的効果を評価して割高でも購入するか）市場の失敗が存在しない場合、貿易政策を用いる必要はない

において市場の失敗が存在する場合、政府介入以外の手段は存在しないのか（例えば新たな市場の創設、ナショナルトラストなど非政府部門による供給の可能性）そうした非政府的な解決が不可能な場合、貿易政策を手段として用いることが合理化される

このような経済学的な評価を踏まえた上で、多面的効果の供給のために農業生産を維持する貿易政策（貿易保護）は合理化される。しかし言い換えれば、個々の農業分野の保護が多面的機能の観点から認められるか否かについては、ここで明示されたように厳密な検証が必要ということとなる。

こうした分野における計量的な実証分析¹⁵の事例は限られているが、以下では日本の農業生産の多面的機能について日本学術会議（2001）¹⁶の研究結果を紹介し、考察の材料としたい。（表5）は日本の農業の多面的機能を、それぞれの機能に相当と思われる手法で金額評価したものである。このうち洪水防止、河川流況安定などの効果は主に水田稲作によるものであるが、それぞれ大きな金額を示して

（表5）農業の多面的機能の経済評価

（単位：億円/年）

機能	評価額	手法
洪水防止	34,988	代替法（治水ダム）
河川流況安定	14,633	代替法（利水ダム）
地下水涵養	537	直接法（地下水割安額）
土壌浸食防止	3,818	代替法（砂防ダム）
土砂崩壊防止	4,782	直接法（被害軽減）
有機性廃棄物処理	123	代替法（最終処理場建設費）
気候緩和	87	直接法（電気代節約）
保健休養・やすらぎ	23,758	家計支出（旅行費用）
計	82,226	

（出所）三菱総合研究所（2001）
参考数値として筆者が計算したもの

¹² FTAの負の側面として、差別的な関税の撤廃により、より効率的な生産が可能なFTA域外からの輸入が阻害される貿易転換効果があげられる。場合によっては関税収入の減少により輸入国の厚生が低下するケースもありうる。しかし日本の米の例のように、そもそも輸入禁止的な関税等が課せられている場合、FTAによる障壁の撤廃は輸入国にとって利益が大きいと考えられる。

¹³ 日本においても2000年度から、中山間地域の活性化と農地保全を目的とした中山間地域等直接支払制度が実施されている。詳しくは山下（2004）第10章を参照されたい。

¹⁴ また正の外部経済だけではなく、農業生産に伴う土壌流出、温暖化ガスの排出など負の効果、外部不経済も併せて含んだ概念となっている。

¹⁵ OECDにおいてはOECD（2001）における概念の整理を第一段階として、第二段階：多面的機能の需要の計測（即ち多面的機能の経済価値への換算）、第三段階：農政改革と貿易自由化の関係を含めた政策に関する議論の研究が予定されている。

いる。また筆者が参考までに計算した全体額を見ると8兆2,226億円となっている。これは日本の経済規模と比較しても軽視できない大きさといえよう¹⁷。

5. 今後の農政の方向

これまで見てきたように、東アジアFTAの推進と、水田稲作を中心とする農業の多面的機能の維持という二つの政策目標を両立させていくためには、関税による国境措置を、生産者への直接支払い制度などの国内補助金に置き換えていくことが必要と考えられる。

以下では望ましい新たな政策の具体例として、山下(2004)において提案された米の直接支払い制度を紹介したい。

(表6) 米に対する直接支払い制度の試算例

	政策目標価格	対象農家	推計費用
前期5年間	国際価格に関税率100%を乗じた水準	都府県3ha以上 北海道10ha以上	1兆1,400億円/年
後期5年間	国際価格(関税率0%)	都府県5ha以上 北海道15ha以上	1兆7,405億円/年

(出所) 山下(2004)第12章

この試算では(表6)にあるように、10年間を当面の施行期間とし、前期5年において年1兆1,400億円の支払いで米の国内価格を国際価格¹⁸の2倍に、後期5年において年1兆7,405億円の支払いで国際価格と同水準に引下げるとしている。引下げは補助金による直接の効果に加え、対象を大規模農家に限定することによって生産性の向上を実現し、生産費を下げることによって実現される。

年間1兆円を超える補助金は確かに多額の財政支出ではあるが、前掲した米に対するPSEと比較し、米価格の低下による消費者負担の軽減を考慮すれば、必ずしも無理な負担とは考えられない。また同様に前掲の水田の多面的効果の推定額との比較においても、負担を合理的に説明できる水準と考えられる。

日本政府は2005年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定した。この中では、WTOにおける農業交渉やアジア諸国等とのEPAに積極的に取り組むとし、中核的な農業の担い手(大規模農家)を対象とした直接支払いを導入することが明記されている。これは方向性とし

て望ましいといえる¹⁹。

すでに到来している東アジアFTA時代において、直接支払い制度が先の提案事例のように実効性を持つ形で具体化され、早期に実現されていくことが強く望まれる。

(参考文献)

- 石田信隆(2004)「韓国農業の現状と日韓FTA」、『農林金融』2004年7月号、農林中金総合研究所
- 川崎研一(1999)『応用一般均衡分析の基礎と応用』日本評論社
- 木村福成・安藤光代(2004)「日本の自由貿易協定と農業問題」、『東アジアへの視点』2004年6月号、国際東アジア研究センター
- 経済産業省(2005)『通商白書2005』ぎょうせい
- 経済同友会(2004)「農業経営体への直接支払制度の活用 産業としての経営力強化を目指して」
- 清水徹朗(2004)「日・タイFTA交渉における農業問題 アジア地域の経済連携と日本農業」、『農林金融』2004年7月号、農林中金総合研究所
- 高増明・野口旭(1997)『国際経済学：理論と現実』ナカニシヤ出版
- 中島朋義(2005)「日韓自由貿易協定の経済効果分析」(環日本海経済研究所編『現代韓国経済 進化するパラダイム』日本評論社、第10章)
- 日本学術会議(2001)「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」
- 農林水産省(2005)「食料・農業・農村基本計画」
- 本間正義(2005)「日本農政の対外政策 WTOとFTA」(日本経済研究センター『農政改革とこれからの日本農業』日本経済研究センター、第1章)
- 三菱総合研究所(2001)「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」
- 山下一仁(2004)『国民と消費者重視の農政改革 WTO・FTA時代を生き抜く農業戦略』東洋経済新報社
- Nakajima, T. (2005) "An East Asian FTA and Japan's Agricultural Policy: Simulations of a Direct Subsidy

¹⁶ 計測結果の詳細については、回答申のための作業報告書である三菱総合研究所(2001)に拠っている。

¹⁷ ここで示された計測結果は、前提として多く仮定を含んでおり、また現時点で評価可能な機能に限定されたものである。したがってあくまでも一つの試みとして見るべき数字ではある。この分野への一層の研究資源の投入が望まれる。

¹⁸ 対象として国産米に類似した品質の米の国際価格を想定

¹⁹ しかし一方で、同計画では集落単位の法人化などを前提条件に小規模農家や兼業農家を支払いの対象とするとしている。この条件が安易に適用され、結果として経営規模の拡大が実現しない場合、生産性の向上は期待できない。懸念が残る点である。

(Revised) ” ERINA Discussion Paper No.0501e,
 Economic Research Institute for Northeast Asia
 OECD (2001) Multifunctionality : Towards an Analytical
 Framework, OECD (邦訳 『 OECDリポート : 農業の多
 面的機能 』 農文協)
 OECD (2005) Agricultural Policies in OECD Countries :

Monitoring and Evaluation, OECD
 Wailes, E. J. (2005) ” Rice: Global Trade, Protectionist
 Policies and the Impact of Trade Liberalization ” in
 Aksoy M. A. and Beghim J. C. ed. Global Agricultural
 Trade and Developing Countries, The World Bank

Japan’s Agricultural Reform in the Era of an East Asian FTA (Summary)

Tomoyoshi Nakajima

Associate Senior Researcher, Research Division, ERINA

Recently, moves towards regional economic integration, including the conclusion of FTAs, have accelerated. Japan is also working to form bilateral FTAs with East Asian countries. Agreements have been reached with some and are imminent with others. Japan’s measures aimed at protecting its domestic agricultural products are considered to be a serious obstacle to progress in FTA negotiations, resulting in delays in negotiations in some cases, as well as decreasing the quality of some FTAs due to the inclusion of exceptions.

Considered on the basis of the OECD’s PSE (Producer Support Estimate) scale, Japan has a relatively high level of protective measures for its agricultural products, compared with other developed countries, such as the EU members. At the same time, the ratio of MPS (Market Price Support) to PSE is also higher in Japan than in the EU. Thus Japan depends more on boundary barriers, including tariffs, than on domestic support, including direct subsidies to

producers. As a result of simulations in the case of rice using an economic model, we can demonstrate that this kind of policy combination will cause economic inefficiency on a large scale. Therefore, it is necessary to reform Japan’s agricultural support system, shifting to one with a greater dependence on direct subsidy.

On the other hand, the multifunctionality of the agricultural sector, including the environmental effect, has been treated as an important issue in trade negotiations. We can see that Japan’s agricultural sectors, including rice production, are multifunctional on a large scale. The direct subsidy system is also effective in maintaining domestic agricultural production at a certain level, in order to support this multifunctionality.

Finally, we introduce one proposal for the introduction of a direct subsidy system for rice production. Yamashita (2004) illustrates that the introduction of an effective system would be both feasible and worthwhile.